

令和 7 年

厚生委員会会議録

と き 令和7年4月15日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年4月15日（火） 午後1時00分～午後3時51分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 松永よしひろ	副委員長 石田秀男
	委員 渡辺ゆういち	委員 若林ひろき
	委員 ひがしゆき	委員 鈴木ひろ子
	委員 筒井ようすけ	委員 やなぎさわ聡

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参事 （福祉部福祉計画課長事務取扱）	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	樫村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長
	阿部健康推進部長 （品川区保健所長兼務）	高山健康推進部次長 （品川区保健所次長兼務） （地域医療連携課長事務取扱）
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参事 （品川区保健所保健予防課長事務取扱）	石橋品川区保健所品川保健センター所長
	福地品川区保健所大井保健センター所長	飛田品川区保健所荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	長尾施設整備課長

○午後 1 時 0 0 分開会

○松永委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日はお手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、議題に関連して、この後、施設整備課長にもご同席いただく予定でありますので、あらかじめご了承ください。また、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

なお、本日は 2 名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 幹部職員の異動について

○松永委員長

初めに、予定表 1、幹部職員の異動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご紹介願います。

○寺嶋福祉部長

それでは、私から、福祉部の今年度の幹部職員の異動についてご報告させていただきます。

まず、厚生委員会出席の管理職としましては、メンバーには変更はございません。東野福祉計画課長が参事昇任ということで、福祉計画課長事務取扱という形になりました。

それから、厚生委員会出席外の派遣の管理職が若干代わっておりますので、ご紹介させていただきますと、まず大串会計管理者が、福栄会事務局長ということで派遣となっております。

それから、社会福祉協議会事務局次長の富田が、今まで心得ということで係長級だったのですが、昇任しまして副参事ということで派遣継続となっております。

それから、子ども未来部で係長をしておりました樺島という係長は、品川総合福祉センターの事務局次長に副参事昇任ということで派遣になっております。

福祉部は、以上でございます。

○阿部健康推進部長

それでは、私から、健康推進部に異動してまいりました職員の紹介を申し上げます。

高山健康推進部次長（品川区保健所次長兼務、地域医療連携課長事務取扱）でございます。

○高山健康推進部次長

高山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

次に、勝亦健康課長でございます。

○勝亦健康課長

勝亦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

次に、飛田荏原保健センター所長でございます。

○飛田荏原保健センター所長

飛田です。よろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

最後に、山下国保医療年金課長でございます。

○山下国保医療年金課長

山下でございます。よろしくお願いいたします。

○阿部健康推進部長

新しい健康推進部の幹部職員は以上です。

○松永委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、人事異動に伴いまして、当委員会の書記も三澤書記から高木書記に交代となりましたので、併せてよろしくお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

2 請願・陳情審査

令和7年陳情第16号 障害者グループホームの公平公正な入居選考を区に求める陳情

○松永委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

令和7年陳情第16号、障害者グループホームの公平公正な入居選考を区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

(書記朗読)

○松永委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

私からは、障害者グループホームの公平公正な入居選考を区に求める陳情について、現況をご説明いたします。

障害者グループホームの入居に係る選定方法についてです。区立グループホームについては、区が開催する入居候補者選定会議で推薦の可否を決定しております。入居候補者選定会議は、障害者支援課および外部委員として、医師、障害者団体の代表の方、当該グループホームの事業者で構成しています。区立出石つばさの家を例にとりますと、申し込みいただいた書類の内容を基に、手帳の有無や障害支援区分等による入居調整指数を合算して、その結果を含めて、入居候補者選定会議にて入居優先順位区分を審査し、作成した推薦名簿をグループホームの事業者へ提供いたしました。

入居候補者選定会議後、グループホームの事業者が推薦名簿から入居候補者と面談を行い、必要な方は体験を通じて、最終的には入居候補者とグループホームの事業者との契約に基づきまして入居が決定されることとなります。これら選定方法について、事前に区とグループホームの事業者で協議し、その結果をご案内に掲載し、公表いたしました。

実際に入居される際には、グループホームの事業者から区へ入居者氏名の報告をいただき、区では当該入居者について、区が推薦した方であることを確認しております。したがって、入居選定が適正に行われていることを確認しており、公平公正な入居選定を行っております。出石つばさの家には重度の方も入居しており、重度の方だからといって差別しておりません。また、議決いただきました条例に

つきましても適正なものでございます。

なお、重度の方から入居をお願いしているということについてですが、入居候補者選定会議の議事要旨に、本人の障害状況や家族状況を踏まえ、できる限り困難な状況にある方を入居者としていただけるように依頼しているという記載がございます。より困難な状況にある方の中に、より重度の方、緊急性の高い方などが含まれております。また、指定管理者に陳情の記載について確認したところ、そのような発言はしていないとのことでした。

次に、土地の無償貸付けを行い、今後入居者を募集する民間のグループホームへの入居に係る選定方法については、事業者と相談してまいります。グループホームには定員があるため、ご応募いただいた方の全てのご希望にお答えするのは難しいですが、今回残念ながら入居に至らなかった方につきましては、区のケースワーカーと相談員が連携して、ほかのグループホームの応募状況等を調べ、情報提供し調整するなど、可能な限りご希望に沿えるよう支援しております。

○松永委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

今、区立の障害者グループホームの入居までの流れを一応ご説明いただいたと思うのですが、この流れの中には、先ほどは出石つばさの家を中心にご説明いただきましたけれども、この流れを見ますと、空きが生じた場合ということになっているのですが、空きが出たときというのは公表されるのか、希望者が漏れなくそういう空きがでましたよという情報を得ることができるのか、伺いたいと思います。

そして、ここにも区立の障害者グループホームは42名という状況ですし、金子山とか森前が16人ということなのですが、そこも含めての空きが生じた場合に、その入居候補者選定会議にかかるのか、その点をまず教えていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

2点ご質問いただきました。

まず、空きが生じた場合ということでございます。陳情のご説明では、新設の出石つばさの家の流れについてご説明いたしました。基本的には空きが生じた場合でも基本的な流れは変わりませんけれども、ただし、新設の場合かなり多数の応募が予想されたために、入居調整指数という指数を用いさせていただいたということでございます。

空きが生じた場合の情報提供でございますが、空きが生じた場合、例えば通常空きが1名、随時生じるような形になっておりますので、例えば区立の3か所に空きが生じた場合、また今後出石つばさの家に空きが生じた場合につきましては、多分何十名という空きはございませんので、例えば男性1名、女性1名とか、少なくとも一、二名程度しか空きがございません。その場合につきましては、必ずグループホームをご希望の方は計画相談事業所をご利用いただいておりますので、計画相談事業所に情報を一斉に流させていただきまして、計画相談事業所を通じてお申し込みいただくというような形になっております。必要な方に情報が行き届かないということはありません。また、こちらの陳情に書かれている民間事業所も含めまして、民間については民間事業所が直接決定をしているものでございます。

○鈴木委員

そうしますと、区立は42名ですが、金子山とか森前は区の土地を使っているグループホームを

運営されていると思うのですけれども、そのところは、ここのグループホーム入居までの流れというところには入ってこないで、独自に金子山とか森前はその事業所が選ぶという形になっていくのか。そこに対しては、では空きが出た場合どういう形で申し込みができるのかということと、それから、人数がすごく少ないので、しかも若い方がもう入られているので、空きというのは本当にあまり出ないのかなという思いがするのですけれども、その空きというのは年間どれぐらい出るものなのかも伺いたいと思います。

それから、先ほど入居候補者選定会議というのが障害者支援課と、それから医師と、それから障害者団体の代表ということで言われたと思うのですけれども、その入居候補者選定会議のメンバーは何人ぐらいが担っているのか。障害者団体の代表というのは、どこの団体が何人ぐらい入られているのか、その点も教えていただきたいと思います。

それから、申し込むときに入居推薦願というのを出すことになると思うのですけれども、入居推薦願というのは、一度出すとそのまま待機者ということで、ずっと入れるまで待機者ということでカウントされてその入居候補者選定会議の中にかかっていくのか、高齢者の場合、特別養護老人ホームなどは半年ごとに全部さらにしてもう一回申し込み直しということになりますけれども、そういう仕組みとしては、障害者グループホームの場合はどうなっているのか、その点についても伺います。

○松山障害者支援課長

まず、民間の募集の仕方ですけれども、民間については民間のほう独自でもう行っているものでございます。

それから、年間の空きについてのご質問ですけれども、確かに一度入られると、かなりの長い間空くことはないのですけれども、その年によってやはり空き方は違いまして、二、三名の場合もあれば、5名ぐらいの空きの場合もございます。

それからあと、入居候補者選定会議の人数でございますが、特に人数でこれというふうに決めているわけではないのですが、障害者支援課としては事務局ですので、計画相談事業所から上がってきたものを相談のほうで説明をするという形になっています。障害者支援課が複数名でございます。それから医師がお1人の方、それから障害者団体の代表が、例えば知的障害者グループホームであれば知的障害者の団体の方、そこに身体が入れば身体の障害者の団体の中からお1人ずつという形になります。それから当該グループホームの事業者ですけれども、こちらのほうは人数の定めもないですけれども、通常は施設長、あるいは管理者ですね。現場に近い方が多くても2人ぐらいですかね。でもほとんど施設長のお1人です。

それから、推薦願の有効期間なのですが、おおむね3か月としております。3か月ぐらいで、また皆さん状態が変わるたびに一度リセットをするという形になります。ただ、3か月というのが短いかどうかというところの議論になると思うのですが、3か月ごとにすぐに空くかというとなかなかそれも難しいところですので、おおむね3か月ということでさせていただいて、改めて空きがあった場合については申し込みを出していただいて、その状態の確認をさせていただくというものになります。

○鈴木委員

分かりました。そうしたら、例えば金子山とか森前とかはその事業所が選ぶということになると、これから戸越四丁目と小山七丁目の中・重度者を入れる対象にしてグループホームを造っていきますね。そのところも区の土地を使うけれども、民設民営ということで区立ではなくなってくるわけですね。そうすると、そこもこの区の入居調整の対象にはならないということで、この入居候補者選定会議にか

かる対象にはならなくて、事業所が選んでいくという形になっていくのでしょうか。

そうすると、これからは区立グループホームを造らないということなので、その調整指数で公平公正に選んでいくという仕組みは、たまに空いた人しか対象にならないみたいなことで、すごく公平公正な選び方ができなくなってしまうのではないかと思いますのですけれども、そういう点から言えば、区の土地を使って区も支援をしながら助成金も出しながら建てていくわけですから、私はそういうところまで含めてこの入居候補者選定会議にかけていくことがひとつ必要なのではないかと思いますのと、それから、そこにきちんとした基準をつくっていくことが必要ではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

新たに計画をしている土地の無償貸付等を行うグループホームということで、戸越四丁目、それから小山七丁目の入居についてのご質問をいただきました。

こちらにつきましては事業者を公募している状況で、まず対象としましては中・重度の方の入居を対象としてということで、そこに配慮した形での入居者を選定するような配慮をするようにということで、公募の事業者を決めているところもございます。

また、その実現のために、入居者の選定については最終的に事業者が行いますけれども、選定方法については区と協議することとしておりまして、先ほど障害者支援課長からの説明の際にもありましており、こちらの入居に係る選定方法については、今後事業者と相談していくといったところになってございます。

○鈴木委員

事業者と相談をしていくということですが、入居候補者選定会議にかけるという仕組みにはなっていないということですよ。私はそここのところは入居候補者選定会議にかけて、それで出石つばさの家のときのように調整指数を設けて点数をつけて、そして公平にというか、点数をつけて高い人から入居をしてもらうという仕組みが必要ではないかと思うのですけれども、これから事業者と相談して、どのように入れていくかというのは相談するということですが、なぜ出石つばさの家のときのような調整指数を作って、そこで入居候補者選定会議でやるという方向にできないのか、その点も伺いたいと思います。

それから、その指数を作るにあたって、この出石つばさの家のときの調整指数というのが、障害支援区分というのが4から6がプラス2で全部一緒になってしまっているわけです。中度の方と重度の方が同じ指数になっているので、こここのところは3段階にしかなくなっているわけですが、まだその指数を作ってどうするかというところまで行っていないので、私はぜひそこをやっていただきたいけれどもどうかということを伺いたいのと、それからそれをやるとしたら、その障害支援区分というのはもっと細かく分けて、重度の方がしっかりと点数が高くなるような設定にすることが必要ではないかと思うのですけれども、その点もいかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

今後整備を予定しておりますグループホームの入居選定につきましてですが、民設民営というところになりますので、その後の入居者の選定そのものについては事業者が行うというところで今のところ進めている形でございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、その入居者の選定につきましては、支援区分も含めまして、先ほどございましたより困難な状況にある方の受入れ等も踏まえた上で、そういった方がきちんと入れ

るような形の入居者の選定の仕方につきましては、事業者からの提案も含めまして区ときちんと精査した上で、支援区分の重い方も含めて受入れが進むような形で、区が土地を貸し付け等行う、補助金も含めて整備していく案件になりますので、そのところはきちんと確認していく予定でございます。

○鈴木委員

入居調整指数は設けるというところはまだ言えないということですか。設けるということも検討するということですか。その点を伺いたいのと、それから、例えば高齢者の場合の特別養護老人ホームなどは、区立でない特別養護老人ホームも含めて全部その特別養護老人ホームに申し込みをして、その人を区の特別養護老人ホームの入所調整会議にかけて、全部一人一人結構細かい4つの項目でそれぞれの細かい点数をつけて、一人一人を点数化して、それでその点数の高い人からABCという形で、Aの方はまず半年以内に入れるという形で、その中身の問題というのは私はいろいろあるかなとは思いますが、その点数で困難な人という形で区が考える人からきちんと入れていくという、公平公正が担保される仕組みになっていると思うのです。

けれども、障害者のこのグループホームの場合は、民設民営の場合は事業者を選ぶということであれば、それでその調整指数についても設けるということも言えないということになると、公平公正がどう担保されるのかというのはどう考えるのか、その点も伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

繰り返しの内容になってくる部分もございますけれども、新たに整備する小山七丁目、戸越四丁目のグループホームに関しましては新規開設というところもございますので、初めの時点では新たに申し込み希望される方を選定する部分が多く出てくるような形にはなるかと思います。この部分につきましては、事業者の選定の部分につきましては公平に、また重度の方、支援区分の重い方、それも含まれた困難な状況にある方等の受入れが進むような形での入居者の選定の仕方をきちんと事業者とも確認しまして、運営事業者の選定だけで進むような形ではなく、区のほうできちんと確認していくというようなところについては想定しているところでございます。

ただ、既存の事業所になりますこちらの陳情書にも上っております金子山ですとか森前の部分も含めまして、最終的には事業者のほうで選定しているところになりますので、あくまでも事業者の選定方法については事業者と区で確認していくという内容になるかと考えております。

○松山障害者支援課長

補足ですけれども、高齢者の分野で言う特別養護老人ホームというのは、障害者分野で言いますと入所施設支援、入所になります。同じになります。障害者の場合は、区内に区立1か所、それから民間が1か所、計2か所の入所施設がございまして、入所施設の場合はこの選定会議を活用しておりますので、高齢者と同等のものを行っているという認識でございます。

○松永委員長

そろそろ一旦。

○鈴木委員

分かりました。どちらにしても今のご答弁ですと、ここで陳情の方が求めているような公平公正がどう担保されるのかというのがよく分からないのです。私はもう少し、これだけ切実な思いでグループホームが求められているときに、それで絶対数が足りないというのが一番の問題なのですけれども、そのところで絶対数が足りない中で、ではこれだけの希望者がいる中で、それを公平公正にどう選んでいくのかというところが問われると思いますので、少なくとも新規受入れのところに対しては、私は入

居調整指数をぜひ公平公正が担保されるような形で作っていただいて、それで皆が納得いくような形で選定していただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

それから、あとは、結構ここの中でも重度の方が、支援区分5と6の方が7人しか入れていないというところが、これは23区の中でも断トツ少ない人数しか重度の方が入れていないという状況ですけれども、前にも少し申し上げたのですけれども、厚生労働省の調査でも、これは知的障害の区分5の方が20%で、区分6の方が29%で、5と6の方で約半数を占めているわけですね。身体障害の方に至っては、区分5の方が15%で、区分6の方が42%で、5と6で57%、約6割近くの方が重度という状況になっているわけですので、その方々が申し込んでも入れないというのは改善が必要ではないかと思うのですけれども、その点についても最後伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

グループホームの入居者の数というようなところもございまして、現在区の整備する予定の案件としましては戸越四丁目グループホーム以降、計画としてないところもございまして、そういった問題意識は持っているところでございます。必要量の精査ですとか、用地の確保ですとか、事業者誘致などの課題がございまして、今、委員がおっしゃっていただいた支援区分の高い方の入居も含めて、次期の障害福祉計画等も絡めまして、そういったところの整備の計画をしまして、今後、支援区分の高い方、重度の方等の受入れが進むようなところについては検討を進めてまいりたいと思います。

○ひがし委員

まず、グループホームの公平公正な入居選考を求める陳情につきまして、この趣旨のところを見ていくと、区が整備または無償貸付など区が介入している事業者については、しっかりと区が責任を持って希望する方々が入れるように、さらに透明性のある入居選定をしてほしいというような趣旨だと理解しています。

この内容につきまして、まず区として全体の障害者グループホームの入居を希望する方々がどのぐらいいるのかというところを把握しなければ、この先の整備とかいうところの計画が立てられないのかなと思うのですが、障害者グループホームを希望する意向がある方の把握というのは、区としてどのように行っているのでしょうか。お聞かせください。

○佐藤障害者施策推進課長

グループホームの入居の利用者、もしくは利用希望者というところでございますけれども、1つは障害福祉計画の中で利用見込み等を確認しまして、そういったところを含めて利用者の見込みは出しているところがございます。

また、地域移行の調査ということで、入院中の方とかそういった方に調査をしまして、グループホームの希望等を調査しているものもございまして、そういったところを踏まえて、ご希望の状況等を把握していつている状況でございます。

○松山障害者支援課長

少し補足させていただきますと、計画の中に入居もしくは入所をご希望されている方が50人という数字は記載させていただいております。その方々は在宅にいらっしゃる方、在宅から希望される方です。そのほか地域移行、地域生活の移行のために入所施設の全員に調査を行いましてご希望を伺ったところ、19の方が地域移行のご希望があったということです。その方を合わせると69人ということになります。今回出石つばさの家のほうを地域移行の方もご希望いただいております。区外の方が5人いらっしゃいましたけれども、その方を含んで86の方が、今、ご希望をされていると。区としては、数字

というのはそこまでつかんでいるものでございます。

○ひがし委員

しっかりと全体像の把握をして、これから整備をするということで、今、全員で86名希望されている、まだ入れていない方がいると認識をしています。この入れなかった方々への対応というところが重要なのではないかと考えていて、今回入居を希望したけれども入れなかった方、この方々に対する今後の対応について、例えば整備をするとき、新しく始まったときにすぐ申込みが移行できるように、待機者のリストにつなげていけるとか、あと先ほどお話ありましたけれども、ケースワーカーと相談員が連携をして情報提供などを行うというようなお話ありましたけれども、その方々へのフォローの体制について、今どのようになっているのか、今後の検討状況などをお聞かせください。

○松山障害者支援課長

委員のおっしゃられるとおり、出石つばさの家から残念ながら今回ご希望に沿えなかった方につきましては、その待機者の中に含めさせていただきたいと思います。

それからもう一点、今回だからということではなくて、通常、日頃からケースワーカーのほうでやはりどこに入所したい、あるいはどこに通所したいというご希望は、計画相談員を通じて行っておりまして、相談員とケースワーカーが連携してできる限りご希望に沿えるように、お話を伺いながら随時情報提供させていただいて、調整して、可能な限りご希望に沿えるよう支援しているところでございます。

○ひがし委員

先ほど出石つばさの家の入居選考の手順についてご説明があったと思います。まず、入居希望者が入りたいという申し込みを区にして、その後に入居候補者選定会議を行って名簿を作成して、それを区がグループホームとか事業者に渡して、そこから事業者が面談・体験などをして決定していくという流れだと思うのですが、この「ホーム運営法人により入居の可否を判断」と書かれているのですが、このグループホームの運営法人が入居の可否を判断したその選定の方法だったりとか、何でこの方ではなくてこちらを選びましたとか、そういう細かい情報というのは区に返ってきているのか。

先ほどのお話だと、入居者の氏名が区に戻ってきて、区の名簿にあるかを確認して、名簿にあれば大丈夫だったという判断というお話があったと思うのですが、多分恐らくこの陳情を出されている方は、それではなくて、もっと何で入れなかったのか、自分よりも状態が軽い方が入っていたその理由とかが透明化されていなくて、もっと分かりやすく理由を教えてほしいというような内容なのかなと思うのですが、区としてはグループホームが決めたその選定基準だったりとか結果というところの把握をどのようにされているのか、またされていないのかというところも教えてください。

○松山障害者支援課長

いわゆる指定管理者が面談後、本人の状態や実際の入居後の生活、それからあとグループホームの支援について、ほかの入居者も含めて総合的に判断しているものでございます。なかなか比較してというところは難しいところでございますので、区としては個別にこの理由というのをお一人お一人細かく伺っているものではございません。なぜなら、区が全体のお一人お一人を比較してというところが、紙ベースで審査させていただいているところになります。実際の場合で、実際の施設の中で、どのような動きになるか、どのようなところにこだわりが生じてどのような支援が必要とか、あとほかの入居者との相性は、各指定管理者でないとなかなか判断できないものでございます。ただ指定管理者へは、例えばお問合せがあった場合、なかなかご希望に沿えなかったということでお問合せがあった場合については、指定管理者から理由を説明しているというところでございます。

○ひがし委員

区が細かい情報のところの共有は今のところされていなくて、どの方が決まったのかっていうところまでしか分からないという形だと思うのですが、それでいくと、この陳情に書かれている、実際に選定が適正に行われていることを確認しているというところが、どのように確認したのかなと、この陳情者が言っているのが私もすごく分かるなと思うのですが、正しく行われているかのその判断、入居の可否についてというところはどのように認識をしているのですか。何かもうその名簿の中の人だったら大丈夫だよという感じなのか、そこの基準がないといけないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

入居候補者選定会議で、入居調整指数だけではなくて、様々な状態像をそれぞれ医師の立場、あるいは当事者団体の立場の方、それから事業所側の施設長クラスですけれども、その場面で確認をしているというところがございますので、例えばこれが全く通常民間でありますと先着順ですとか、あるいは区外の方を入居といったような場合もありますし、もちろん出石つばさの家の場合でも区外の方も可にしているのですが、点数としては区外の方の優先順位は低いような点数にしております。やはり区が建てたものですので、そのような形の優先順位区分ということにしております。推薦名簿を確認しているので、特にその間で比較を区ができるかと申しますと、なかなか実際には難しいところがございます。

○ひがし委員

では、先ほど言った入居候補者選定会議の中でしっかりと把握をして、名簿化をしていて、その名簿にするときにランク付けをしているから、その下のほうの方々というか、区の中でこの方々を入れてほしいという人たちが優先的に入れているというのを確認できているということですか。

○松山障害者支援課長

あくまでも入居候補者選定会議の中では、書面での確認でしか、限界はそこまでしかないというところがございます。実際にお会いして確認しているわけではないですので、それが全てではないですけれども、あくまでも多数の応募の中から、ではどの方から面接するかと言ったときに、やはり優先順位区分の高いところから面接してくださいということでお願いをしているものです。

○ひがし委員

分かりました。ありがとうございます。

そこで言うと、区が言っているその名簿を作って、今度その優先順位が高い方から面談してくださいというふうな意向があって、事業者側もそれにのっとって面談をしてくださっている。ただ、恐らく今書かれているのは、高い区分に入っていたにもかかわらず体験ができなかったり、入居ができなくて、それが何でなのかというところが見えてこないから、透明性が欠けているというのがこの陳情の内容であって、区としてはやるところまではやったというところは理解できるのですが、今後進めていく中で、現行のルールではこの状態で進めているというところだと思いますけれども、やはり事業者にも何らかの支援をしていたりとかをやっているのを考えると、やはりその透明性は確保していったほうがいいのかとは思いますが。

先ほど言っていた86名希望されている方々の中で、入れない方がいるというところは区の課題として捉えているというお話でしたので、その方々が入れるような整備というところ、毎回言われていますが対等な関係だからというところは、選べる場所があって、どこに決めるというのができれば対等になれると思うのですが、選びたくても選べないという状況だと、なかなかやはり立場として選ばれる

側だと少し差が出てしまうのかなと思いますので、そこをしっかりと整備のところで今後強化していただければと思います。これは要望にとどめます。何かあればご回答もお願いできればと思います。

○松山障害者支援課長

ご納得いただけるような理由というのがなかなか難しいところですが、個別のお問合せにつきましては、事業所が丁寧に対応していると聞いております。

○佐藤障害者施策推進課長

今後の整備につきましては、先ほどのお話のとおり、需要量の精査等も踏まえて進めていくところでございますし、また、直近で予定されているこの整備案件につきましても、入居の選考にあたりましては、もう区からも出ております支援区分も含めまして優先順位というようなところをきちんと出して、そのところを事業者ともすり合わせをして、例えば区外の方ですとか軽い方ですとか、先着順とかそういったところではなく、きちんとそういった部分が反映するようなところを区としても確認しつつ、開設に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

○ひがし委員

しっかりと整備を進めていただきたいと思うと同時に、やはり現場で判断をするところが大きくあるというのは今の説明を受けて理解をいたしました。しっかりと現場の声を聞いて、例えば入れたいのだけれども、入れられない理由がきつとお金の面だったりとかあるのかなとか、職員が足りなかったりとか、そういうところは区がしっかりとサポートを引き続き連携して行っていただきたいというのは、最後に要望とさせていただきます。

○鈴木委員

重度の方が入れるようにということを考えると、これから区としても見込み量だけでなく、必要な所要量というのも検討して計画も検討するというご答弁もありましたけれども、その中で重度者対応のグループホームということで考えると、何度かこの場でも言っているのですが、世田谷区が障害者施設整備に係る基本方針というのを出して、重度者対応のグループホームの所要量を300人分ということで、そのうち70人分を日中サービス支援型ということで方針を出して、それで具体的に4か所、70人分の整備が決定したということを伺いました。

その4か所のうちの3か所分が日中サービス支援型というふうなことを区が誘導して造り、そしてその日中サービス支援型ということであれば事業所の経営がすごく大変になるので、職員配置とか経営の支援も含めた支援をしていくというのを要綱で決めて支援をしていくという方向が出されているのですけれども、私はやはり区としてもこういう重度の方も対象でしっかりと入れる障害者グループホームを造っていくということになれば、その日中サービス支援型というのも検討が必要ではないかと思うのですけれども、そこら辺のところの区の考え方としてはいかがなのでしょうかとこののを1点伺いたいと思います。

それから、4月10日の東京新聞で、「障害者サービス基本報酬改定1年、事業者青息」というので出されていて、グループホームの86.9%で基本報酬が減収になったということで、昨年4月の障害福祉サービス報酬改定でこういう状況になったということで報じられているのですけれども、そういうことで考えると、こういう状況を見ると、重度の方を入れるということでよりグループホームの運営が厳しくなるということで、今回品川区が重度の方に対して、支援区分6の方には9万円で、5の方には7万5,000円ということで支援するというところになったのはすごく評価をするところですし、そういうのはすごくよかったなと思っているのですけれども、それにしてもなかなか厳しいという状況

が現実あると思うのです。

そういう中で、経営がなかなか成り立たないので、民間の事業所任せにすると、逆に重度の方がなかなか入れないという状況があると思うのですけれども、そういうところに対してはどのように対応していくのかという点についても伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

日中サービス支援型のグループホームについてのお尋ねをいただきました。現在、確かに区内にはこちらのタイプのホームについては設置がないところになります。この辺り、近隣区の状況も見ながら、区の整備につきましてはこちらの類型、定員等も含めまして規模感が今までの介護サービス包括型等とも若干違うところもございまして、用地の部分、区のほうで適当な用地が確保できるかどうかというようにところも含めて、そういったチャンスがあった場合については、日中サービス支援型の整備というのも機を見てトライしていきたいとは当然考えているところでございます。

また、事業者が整備等を進めるにあたっては現在補助金等も設けているところでございますが、そういった部分についてもタイプの区別でそういったところ、金額等に差をつけているものもございませんので、今委員のご指摘のあったようなところで経営等がそちらのほうが大変な部分等も含めまして、タイプによってそういったところの大小をつけるというようにところも踏まえて、その辺りにつきましても他区の状況等を踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○松山障害者支援課長

私から、中重度の入居者の支援区分に応じた運営費助成を今年度開始いたしましたので、できる限りPRをさせていただきまして、中重度の受入れを既存の事業者で進めていただくとともに、他区からも、ほかのところからも事業者誘致が図れればと思っております。引き続き中重度の受入れができるように進めていきたいと思っております。

○鈴木委員

ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、そのように誘致するときに用地の確保というのはすごくやはり一つの大きな課題になってくると思うのですけれども、世田谷区のホームページを見ましたら、世田谷区ばかり紹介してあれなのですけれども、土地を提供してくださる方はご協力くださいみたいな、そういうチラシも作って、かなりいろいろな施設に対してやっていますけれども、障害者グループホームについても、こういう土地を区としては求めています、ここにご協力をいただける方はぜひ区のほうに協力よろしくお願ひしますみたいなチラシを、すごくアピールするようなチラシを作っているいろいろなところで活用しているというのがあつたりしますので、そういうところも参考にしながら用地も確保していただいて、希望の方が入れようような増設に取組を進めていただきたいということで、要望させていただきます。

○若林委員

陳情の趣旨は、公平公正な入居選考を行ってくださいと、品川区は公平公正な入居選考を行っていないのではないかという陳情になっています。いわゆる理由を読み進んでいくと、23区云々のくだりがあるって、品川区は他区と比べると重度の方の入居が少ないと。これは、この陳情者にとってそれは良いことではないというところで、品川区の入居選考の公平性がなかったり、公正性がなかったりという指摘なのだというふうに読んで、ですので、品川区が考える公平公正な入居選考というのは、ずっと今までの質疑で何となく理解はできるかなと思うのですけれども、改めて品川区が考えるこの障害者グループホームの公平公正な入居選考の考え方を、また今やっていらっしゃることを、いま一度ご説明という

かお聞きしたいと思います。

○松山障害者支援課長

公平公正な入居選考についてのご質問です。

まず、現在対象としているのが区立の2か所の入所施設でございます。それと、区立のこの4か所のグループホームということでございます。

民間については、金子山の開設については当時どのような選定方法があったのかは、もう保存年限を過ぎていますので私も分かりかねるところでございますけれども、今現在行っておりますのは、その2か所の入所と4か所の入居についてでございます。そこにつきましては、先ほど申しましたように区だけではなく、外部委員の方、医師、それから、障害者団体の代表の方、そして当該グループホームの施設長・代表の方、外部の方が加わっていき、確認をしているというものでございます。

また、情報につきましても計画相談事業所を通じて周知を行い、また計画相談事業所を通じてご希望を伺い、その情報が区に集まってくるというものでございます。それで、一堂に会したものを外部委員も含めて確認をしているところでございます。一度その入居候補者選定会議のフィルターを通っているというところは、区の関与が全くないということではございませんし、また、事業者としても入居候補者選定会議の場には居合せているというところでございますので、いろいろな委員の方々のご意見がそこで事業者からも聞いているし、事業者のご意見を委員の方々も聞いているというような状況でございます。第一段階でそのフィルターがでございます。

また、区立ということは指定管理者ですので、指定管理者としては公平公正な入居選考、公平公正なものというのを要件にしております。指定管理者の責務として、まず実際運営を行っているのは指定管理者ですので、実際の場面に合わせて入居後の暮らし、それから支援の仕方、ほかの入居者との関係、あとは通所施設との関係ですね。そういうものを一体的に総合的に指定管理者が判断しているというところでございます。

幾つもの複数の目で確認をしておりますし、また入居後も契約に基づいてサービス提供がなされる、その中で契約の説明も行われているというところで、お互い双方合意の下にサービスが提供されているところを区としては確認をしているという流れについて、公平公正な入居選定を行っている認識しております。

○若林委員

要は選考の基準があって、その中にはほかの入居者とのいわゆる人間関係性とか施設職員との関係性とかいうくだりで、やはり総合的にというお話が必然的に出てきて、ここが一番、そこは直接的に説明がなかなか至らないところ、できないところ、またもしかしたらしてはいけない情報もあるかもしれないというところで、総合的という部分でくるんでやっていращやると。だからそこは、いわゆる基準は一定の明確性があるって、また判断の透明性も一定あって、ただし総合的にというところでなかなかこの陳情者とか、また入れなかった入居者の方にはちょっと残念な思いがどうしても残るというものも少し付け加えて、公平公正な選考は今のご説明でされているかなと私は理解ができました。

いずれにしても、また公平公正な選考と言うからには、制度ご利用者が関わっているものですし、増えなければまた選考の方法ももしかしたら見直しが必要な時期もあるかなと思いますので、そこら辺も含めて、さらに公平性・公正性を高めていっていただきたいと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第16号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○石田（秀）副委員長

本日結論を出すでお願いをいたします。

不採択でお願いをいたします。

理由は、先ほどもいろいろ話が出ておりますが、品川区の場合、グループホーム、軽度は結構できているのです。それで、中・重度がどうしてもこれまでも少ないという話もあって、中・重度は今回その金額も、運営に対して支援をしてくださるということもやっていたっている。それで、先ほど支援区分の話も出たけれども、それでちゃんとリストを作って、その中で目安は必ずそこでしているのだけれども、これは個々の対応も必ずその施設によってはいろいろご本人との相性、様々なことがあるので、その施設の方もそれを勘案して選考しているというのも事実だと思うのです。

だからこういうのは、では区が公平公正に行っていないかということ、そのようなことも私はないと思っていて、それをしっかりやれている部分だろうと思っているし、これはもう何年も何度も言っているけれども、本当にそれこそ今日会長がおいでだけれども、木造の建物でも空き家を活用してそういう施設を造るということの話も何度も言ったとおりですよ。139㎡でできるわけだから、それを探してと言う話をさんざんしてきている話なので、そこはやはりそういうのを、それは今回の陳情とは違う話だけれども、それもぜひ加味していただいて今後やっていっていただきたいと思います。

だから結果としては、この陳情については不採択です。

○若林委員

結論を出すで、不採択です。

○ひがし委員

本日結論を出すでお願いいたします。

入居候補者選定会議など現状区でできる範囲のことをしているということで、会派としての結論は不採択とさせていただきます。

ただし、ずっと申し込みをしているのに入れず不安を抱えている方がいるということは現状を受け止めて、透明性のある入居選考の仕組みの強化と、重度の方々が狭き門になっているとしたら、入れるような仕組みというのを区でこれからも強化していただくように要望いたします。

○鈴木委員

結論を出すということで、趣旨採択でお願いしたいと思います。

本当に公平公正なところをしっかりと明確にしていきたいと思いますし、そもそもこれから造るグループホームが区立ではないという、民設民営が基本だということになりますと、この調整会議に基本的にかかるということにはならないということなので、ぜひとも区立のグループホームにしていまして、さらに公平公正にしていきたいということが一つです。

それから、そもそも絶対数が足りないということがこういう大きな問題になっているということなの

で、所要量をしっかり出していただいて、その具体化、そして運営が成り立つ助成も含めて、グループホームの拡充に取り組を進めていただきたいということで要望させていただきます。

○筒井委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いします。

理由は先ほど来課長のご説明のあったとおりなのですが、区としましては重度障害者を含む困難な状況にある方が入れるよう要請をされているということと、今、入居候補者選定会議で個々の事情を様々な観点から総合的に判断をされているということと、入れなかった方に対しては事業者が個別に対応されているということがありますので、今回不採択ということにいたします。

けれども、ただし公平公正な選考ではないと疑われないように、引き続き客観性・透明性の確保には努めていただきたいと思います。

○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、趣旨採択をお願いします。

様々な区から答弁いただきまして、入居候補者選定会議で様々な方と公平な選考をされているというようなお話もあって、さらに指定管理者等も含めて面談があったり、いろいろなことで逆に確かに機械的にやり過ぎないことによって利点も出ているというのは非常に理解できまして、公平な取組をされてらっしゃるのかなということは非常に分かった上なのですが、やはり希望しているのに重度の方で入所できない方がたくさんいらっしゃるということで、この陳情の根本的なところというのはやはり施設が少ない、そして区の施設ももう造る予定がないというところで、やはり区営でもっと施設を造って、こういった不平不満がもともと出ないような状況を整えるべきではないのかという観点から、趣旨ということで採択とさせていただきます。

○松永委員長

それでは、本陳情につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

それでは、本件は、本日結論を出すということに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方よりご意見を伺いましたので、本陳情につきましては挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第16号、障害者グループホームの公平公正な入居選考を区に求める陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○松永委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(2) 東品川三丁目における都有地（品川消防署東品川出張所跡地）を活用した認知症高齢者グループホームの整備について

○松永委員長

次に、予定表３報告事項を聴取いたします。

初めに、予定表の順番を入れ替えて、(2)東品川三丁目における都有地（品川消防署東品川出張所跡地）を活用した認知症高齢者グループホームの整備についてを議題に供します。

本件につきまして理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、報告事項(2)東品川三丁目における都有地（品川消防署東品川出張所跡地）を活用した認知症高齢者グループホームの整備につきまして御報告いたします。福祉計画課資料をご覧ください。

当該地でございますが、現在都有地となっております。これを区が借り受けまして、認知症高齢者グループホームの整備を進める運びとなりました。

１の(１)をご覧ください。計画地であります都有地の概要ですが、所在地は品川区東品川三丁目３番１２号、敷地面積が４６６．８８㎡、用途地域等は準工業地域で建ぺい率６０％、容積率３００％の土地でございます。

(２)整備方法ですが、東京都の福祉インフラ整備事業によりまして、区が土地を定期借地５０年で借り上げまして事業者へ貸し付けます。この転貸借により整備を行うというものになります。

２、条件とする施設ですが、定員２７人、こちらは９人掛ける３ユニットを想定しております。こちらは認知症高齢者グループホームとなります。また、事業者提案による併設施設も可とします。

３、施設整備費の補助でございますが、東京都の補助制度に加えまして区の上乗せ補助もございますので、ご活用いただくという形になります。

４、今後の主なスケジュールですが、今年度、都有地の借受協議を行いまして、令和８年度、事業者公募・決定後、設計に着手いたします。令和９年度、設計完了後、工事に着手。令和１０年度に竣工し開設の予定となっております。また、適時近隣住民への説明会も行う予定としております。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

ここで東京都から品川区が定期借地で借り受けるということなのですが、その借地料というのは幾らぐらいかというのが分かれば教えていただきたいのと、その借地料というのはどのように決められるのかも伺いたいと思います。

それから、その後公募してグループホームを建設していくということになりますけれども、ここで転借者を決定すると書いてあるので、これは土地を提供して民設民営ということでやっていくのか、区立のグループホームとして指定管理者というふうなことにはしないのか、そこのところを教えてくださいたいと思います。

○東野福祉計画課長

借地料でございますが、都の要綱に基づきまして減額率が適用される、通常ですと通常価格から５０％減額というような制度となっております。まだ具体的な金額等については示されておきませんので、今後東京都と協議をするという形になります。

こちらの決め方につきましては、今、申しました都の借地に関する要綱に沿った形で決められていくという形になります。

それから、こちらは転貸借というということで、委員今お話のありました民設民営の施設となります。

○鈴木委員

民設民営、なぜ区立のグループホームで指定管理者というふうにはしないのか、その理由と、それからあと民設民営にする場合、その土地代というのは無償でその事業者に提供するのか、その点も伺いたいと思います。

それから、ここにある併設施設等を併設することも可能ということで書かれているのですけれども、どのような施設が想定されるのかも教えてください。

それから、施設整備費の補助というのが都の補助制度と区の上乗せ補助というのがありますけれども、これは具体的にどのようなものなのかも伺いたいと思います。

○東野福祉計画課長

なぜ民設民営にしないかという部分でございますが……。

失礼いたしました。なぜ区立の施設にしないかというところでございますが、そちらにつきましては、あくまでもこちらは都有地をお借りしてというような形になりますので、区として買うわけではないという部分になります。ということになりまして、また、都の福祉インフラ整備事業を使うということになりますので、こちらの要綱等に従いまして、施設を建設し、また運営していくというような形になってございます。

それから、事業者に対しましては一定程度お金を取ってお貸しするような形になります。もちろんその借地という形で区が東京都へお支払いする分もございますので、相当の部分については事業者へも負担を求めるという形になります。

それから、まず併設施設の想定でございますが、例えば小規模多機能の介護事業所でございますとか、小規模看護のほうですね。そちらの事業者などについてが想定されます。また、地域交流スペースなども、事業者提案によりましては想定をしているものでございます。

それから、補助でございます。こちらは認知症高齢者グループホームの整備促進事業ということで、東京都の補助、最大3ユニットで2億370万円ほどの補助がございます。それから区の補助につきましては、最大で3ユニットになりますので、2,250万円ということで、合計で2億2,620万円ほど補助が出るという見込みでございます。これは最大でという形になります。

○鈴木委員

そうすると、その土地代というのは、東京都から借り受けたその土地代は丸々区の負担・持出しはなくて、事業者で払ってもらいたいな形での事業者負担になるのかということと、この東京都の補助制度と品川区の補助制度で、合わせて建設費用の何%ぐらいが賄えることになるのか、おおよそ分かったら、その点もお聞かせください。

○東野福祉計画課長

まず、区の持出しがないような形でというところで、事業者負担のほうは想定をしているところでございます。

また、区の補助、都の補助によって何%がというところでございますが、まだ施設の規模等が決まっていないという部分がございます。施設につきましては、こちらの土地でいきますと大体4階建てぐらいが想定されておりまして、こちら2億2,000万円ほどの補助になりますと、かなり大きなウエイトでの補助ということになるかと思っております。

○筒井委員

そもそも論になるかと思うのですけれども、いろいろな福祉施設があると思うのですけれども、この場所を認知症高齢者グループホームにしようと思ったその理由を教えてください。

あと、地域バランス的なこともあったのかなと思うのですけれども、その辺り、今回認知症高齢者グループホームを整備する理由を教えてください。

○東野福祉計画課長

今、委員からお話がありましたとおり、地域バランス的なところを見たときに、こちらの13地区ある内の品川地区に該当するのですが、品川地区には現在認知症高齢者グループホームがゼロということでないような状況です。

他の地区を見ますと、多いところでは3施設であったり、1施設、2施設ということで、区内では全部で14施設あるのですけれども、こちらの地区には全くないというような状況を踏まえまして、認知症高齢者グループホームとして、区として手を挙げたものでございます。

○筒井委員

分かりました。では、そうしたこの品川地域になかったので、用地が空いたら、大体区としては認知症高齢者グループホームを造ろうと、もう前々から結構お考えがあったということではよろしいですか。

○東野福祉計画課長

今回、大きさに約500㎡弱ぐらいというところになるのですけれども、認知症高齢者グループホームを造るにあたりましては、それなりの大きさ・広さが必要となりますので、大体このぐらいの土地を区内全域でくまなくアンテナを張って、区としてどこに造るかも含めまして考えていくところでございます。

○石田（秀）副委員長

1点だけ。本当に品一、品二地区には初めてできるので、大変ありがたいと思っています。

それで、1つだけお伺いしたいのは、これは466.88㎡で容積率が300%だと1,398㎡になるのだけれども、それで建ぺい率が60%だと280㎡で、それが3階だと840㎡。そうすると残りが558㎡なのですね。これだとちょっと微妙なところは、どれぐらいで見るかというのはあるのだけれども、公の部分というか、それが2割なのか25%なのかエレベーターをつけるのか、そういうことによって、210㎡ぐらいだと、これは認知症高齢者グループホームは200㎡ぐらいだから1ユニットかつかつなのです。それで3フロアを取ると、建物がそういうふうになると、あとのこの558㎡を先ほど小規模看護とかいろいろおっしゃっていたけれども、多分これを下に持ってくるというところのほうで有効活用できるのかなと思ったりもするのだけれども、これは大体提案でやろうというだけしか考えていないのか、そこだけ。こちら側からこういうのというのをある程度、今おっしゃったような小規模多機能でもいいのだけれども、558㎡ぐらいだとまあまあできるのですよね。

それだったら極端なことを言えば一部5階建てでも、それでもしそれを上に持っていくのなら4階、5階で一部そういうのをやれば、かえて4階、5階のほうがうまくやれるなどという感じがあるのだけれども、そういうことも含めて提案してくれということで理解しておけばいいのか。

○東野福祉計画課長

今、石田秀男副委員長のほうからもお話ありましたとおり、1ユニット定員9名ということになりますと、それなりのフロアの広さが必要となりますので、現在想定で考えているのが4階建て、1フロアやはり約280㎡ということで考えているものです。

1階部分は、いわゆる併設施設という提案をしていただくというところと考えております。これが細

くなって4階建て、5階建てとなりますと、1フロア当たりの面積がなかなか取りにくいというところがありますので、現在は4階建て想定というところで考えております。

また提案につきましては、区からこういうものをというのではなくて、運営するにあたりまして、事業者として使いやすいものということでの提案を、また運営をしやすいような体系、費用面も含めまして、そういうものを提案いただきたいと思いますというふうにしております。

○石田（秀）副委員長

私の感覚だと、4階も5階も一緒だと思うのです。容積率をどっちみちエレベーターをつけるのだとすると、建設費はそれほど変わらない。増えた平米数の費用ぐらいで、それが一気に6階建て以上だとまた違ってくるけれども、それであるならば、さっき言った558㎡を2つで割っても280㎡の2つぐらいはあるわけだから、一部5階というのは非常にできる可能性はあると思っていて、そういう有効活用が非常にいいと思うので、検討していただければなど、提案でそういうのが出てくれば、そういうのも検討していただきたいと思うのが1点と、あとはいいや、あとはぜひよろしくお願いします。

○やなぎさわ委員

確認なのですが、今この建設予定の用地のところというのは、駐車場と更地になっているところでよろしいですか。

○東野福祉計画課長

つい最近までは駐車場として使用していたようですが、現在は更地になってございます。

○やなぎさわ委員

となると、恐らく用地の奥に雨宮産業という会社があって、大きい道路からちょうど車1台よりちょっと余裕あるぐらいの細い道があって、雨宮産業という感じになっているので、その細い道に関してはもちろん雨宮産業で、これから借り上げる土地ではないということよろしいですか。

○東野福祉計画課長

今おっしゃられた民間の会社の施設が、ちょうど現在借受けをしようと思っている用地のちょうど道路を挟んで裏手のほうにございます。そこに通じる通路がありますので、そちらの部分についてはあくまでも東京都から借りるものではなく、その通路部分につきましては、現在そちらの雨宮産業のほうで使っておりますので、当然空けてというような形になります。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 「品川区生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則」の概要について

○松永委員長

次に、(3)「品川区生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則」の概要についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○豊嶋生活福祉課長

「品川区生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則」の概要についてご説

明させていただきます。

現在、品川区では生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則というものを持っておりまして、住居確保給付金、国の制度でございます。解雇・離職等々によって家賃の支払いが困難になった方に対して、いわゆる一部家賃の補助をするという国の制度がございます。そういったもの、この住居確保給付金が、この令和7年4月1日より改正・拡充をされまして、それに基づく生活困窮者自立支援法が一部改正されました。この法律が改正されたことによって、品川区が持っていますこちらの規則を文言整理をして、一部改正したというものでございます。

改正する規則、2番でございます。規則の名前が品川区生活困窮者住居確保給付金の支給に関する規則でございます。

改正内容は、今申し上げましたとおり、住居確保給付金が拡充されたことに基づくものでございます。

その拡充内容でございますが、今までは家賃のいわゆる補助のみだったものが、この4月1日より、それに加えて家賃が低廉な住宅への転居費用を支給するということが加わりました。

支給対象者は、(1)家計改善支援、これは生活困窮者の方が生活保護にならないように、お金の出入れを支援員の方と一緒にサポートをしながら適正なお金の使い道になるようにということで、改善支援をするものでございますが、この改善支援を受けた者の中で改善支援員が必要と思われた方に対して、転宅費用を支給するというものでございます。

(2)支給額は、転居先の住宅扶助額に3を乗じた以内の額と書かれております。この住宅扶助額が、品川区内の場合、生活保護の住居扶助と同じ5万3,700円になりますので、この5万3,700円に3を掛けたおよそ16万円、これがマックスの金額となります。

対象となるものは、記載のとおりでございますが、いわゆる転居費用に加えまして礼金や保証料なども含めたものが、先ほどの16万円以内で支給できるというものでございます。

施行日は令和7年4月1日よりということでございます。

これ以降、新旧対照表がついてございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、国の法律に基づいて文言整理をしたというものでございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

住居確保給付金の拡充ということですが、基本的に住居確保給付金が受けられる人が、この拡充した制度も受けられるということで考えていいのでしょうか。

それと、住居確保給付金を受けている方は今何人くらいいるのか、伺いたいと思います。

それから、こういう拡充というところなのですが、その拡充のこういう施策が出てきた背景とか理由というのは、どういうところから出てきたのかというのも分かったら教えてください。

○豊嶋生活福祉課長

転居費用、今回の支給対象になる方ですが、基本的に住居確保給付金と同じでございまして、貯金額が一つのポイントになります。おおむね50万円以内、50万円を超える方はもう対象外になりますので、実際には50万4,000円になりますが、50万4,000円以内の方で、先ほど申し上げた条件を満たす方に支給がされるというものでございます。

なお、現在住居確保給付金を受けている方なのですが、昨年度1年間の数字になりますが、昨年度令

和6年度1年間で32名でございました。

拡充された、国がそうした内容でございますが、いわゆる住居確保給付金というか、家賃が高い人で家賃が払えなくなってという人が、家賃がそうってしまったときにはもう転居する費用すらもうないというところから、では転居費用も一部補助しましょうというところから制度が設計されたものと認識しております。

○鈴木委員

結構コロナのときは、この住居確保給付金を使われた方が結構たくさんいらしたと思うのですが、今この制度そのものもどこまで行き届いてるかなという思いがしているのですが、この制度の周知というのはどのようにしていくのかということと、区としてこの拡充された制度が使われる人というのはどれぐらいということで想定をしているのか、そのことについても伺いたいと思います。

結局この制度というのは、暮らし・しごと応援センターに相談に来た方に、相談員の方がこの家計改善プログラムというものを支援員が作って、そしてそれが認められた場合にこれが受けられるということになるということです。そういうことで言うと、暮らし・しごと応援センターに相談に来た人に相談員が案内するというのが使われる制度になっていくのかなと思うのですが、そういうことなのか、その点についても伺います。

○豊嶋生活福祉課長

委員ご指摘のとおりでございます。周知については主に暮らし・しごと応援センターや、それから我々生活福祉課の本体のほうにお電話いただいた方等々にご紹介するほか、ホームページ等々でももちろん周知はしていくのですが、細かい内容については、やはり個別の相談を受けながらご説明をさせていただくという形になります。

今回、この転宅費用の支給については、この家計改善支援を本人が同意して、かつ支援員が転宅が必要と認めた場合という形で、結構条件が少し厳しくなっております。そういったところから、2つ目の委員のご質問になりますが見込みでございますが、恐らく年間で5名から10名ぐらい来るかどうかというところが、我々のほうの肌感覚でございます。

と言いますのは、この家庭改善支援、現在生活困窮者というか暮らし・しごと応援センターにお金がちょっと困っていますという相談に来る方に、家計改善プログラムというのがありましてということでご説明するのですが、やはりお財布の中身を一つ一つ確認をしていって、それこそレシートであったりとか家計簿とか、そういったことも含めて場合によっては家計改善ということで支援をしていくような中身になってございますので、本人が同意するケースというのが残念ながら極めて少ないというところから、今回のこの転宅費用については、年間で先ほど申し上げたとおり、5名から10名ぐらいがいいところではないかと我々は見込んでいるところでございます。

○鈴木委員

周知というところでは、暮らし・しごと応援センターが、生活保護の対象にならないという方は、私は暮らし・しごと応援センターでかなりいろいろな方が相談に乗っていただいて、支援をしていただいているのですが、そこのところで暮らし・しごと応援センターがちょっと入ったところで、私は看板をもっと大きくしてほしいということとずっと言ってきたのですが、それが入口から入ったところに看板が掲げられたのです。それはよかったなと思うのですが、暮らし・しごと応援センターにもっとすぐく気軽に相談いただいて支援していただくことによって、救われる方というのは結構いるのではないかと考えていますので、この暮らし・しごと応援センターの周知というか、そこのとこ

ろは引き続いてお願いしておきたいと思います。

○やなぎさわ委員

今回拡充ということなのですが、それ以前はどのような支給要件だったのですか。

○豊嶋生活福祉課長

住居確保給付金、もともとコロナ頃から出来上がった制度で令和２年にできた制度でございます。離職、それから解雇等々によって労働収入が突然得られなくなってしまった方が、家賃が払えなくなるかもしれないという方に対して一部補助をしましょうというのが、この住居確保給付金のもともとの制度でございました。

基準支給要件は、先ほど申し上げたとおり５０万４,０００円の貯金額以内の方で、支給額のマックスは生活保護の住宅扶助と全く同じ、家賃の補助ができるマックスの金額は月額５万３,７００円。これが最大３か月まで支給できますよというのがもともとの制度だったのですが、いろいろなコロナ等々を経て、３か月が延長、再延長ということで期間は増減があったりはしたのですが、基本３か月だけもらえる、毎月５万３,７００円が上限ですというのが住居確保給付金のもともとの制度設計でございます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 「しながわ健康プラン２１（第二次）」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定について

○松永委員長

次に、(4)「しながわ健康プラン２１（第二次）」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦健康課長

それでは、報告事項の(4)「しながわ健康プラン２１（第二次）」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定についてご説明申し上げます。資料の３－４をご覧ください。

まず、本件につきましては、昨年１１月の厚生委員会におきまして、計画の素案のご説明とパブリックコメントの実施についてご報告させていただいたものでございます。それでは、本日はパブリックコメントの結果と素案からの変更点を中心にご説明申し上げます。

前回の説明と重複いたしますが、本計画は令和７年度から令和１８年度までの１２年間を期間とする計画でございます。第一次のしながわ健康プラン２１が令和６年度で計画期間の最終年度を迎えたことから、計画の改定作業を行ってきたものでございます。

資料３－４の説明資料の項目１でございます。(１)意見募集期間が、パブリックコメントの意見募集をした期間でございます。令和６年１２月２１日から令和７年１月２１日までご意見をいただきました。

(２)がご意見をいただきました人数と意見数でございます。合計１３人の方から、２１件の貴重なご意見をいただきました。ほとんどのご意見がホームページからの受付という結果となっております。

また、(3)は項目ごとのご意見の件数を示しております。

続きまして項目2、寄せられたご意見の要約と区の考え方を別紙、次ページ以下に記載してございます。素案への本委員会でのご議論ですとか、パブリックコメントの意見を踏まえまして、3月18日に第4回の策定委員会での最終的な案を検討いたしまして、別添の健康プラン21の概要版と冊子にまとめてございます。ファイルが大きいので、別のファイルとさせていただいております。

それでは、資料3-4-2、冊子の資料データをご覧ください。11月に素案にてご説明したものからの変更点を中心に、ご説明させていただきます。

まず、目次の次のページでございます。サイドブックスでは8ページに当たるかと思えます。24のコラムと10の企業・団体の取組に関するコラムを掲載してございます。

続いて、冊子のページで言いますと32ページ、サイドブックスでは42ページをご覧くださいませ。パブリックコメントでご指摘いただいた部分の修正を行っております。ページの左、基本目標の1から4の横に、縦書きでちょっと小さくて見にくいかもしれませんが「健康増進計画」、それから「食育推進計画」の記載を追記してございます。これは本プランが健康増進法に規定される健康増進計画であり、また基本目標の4の部分につきましては、食育基本法に規定される食育推進計画として位置づけているもので、その旨素案に記載がございましたので、こちらを分かりやすく記載したものでございます。

続きまして、冊子では80ページ、サイドブックスでは90ページをご覧ください。こちらは更年期に関するコラムでございますが、こちらはパブリックコメントでいただいたご意見の中で、男性の更年期障害についてご意見がありましたので、男女両方の更年期症状についてコラムを掲載いたしました。

また冊子の91ページ、サイドブックスでは101ページになります。デジタル化に対応した食育の推進の部分、説明書きの最後の部分でございます。こちらでもパブリックコメントでご意見をいただきました、文章表現が区の現状説明なのか、施策の説明なのか分かりにくいというご指摘があり、表現を修正いたしました。具体的には、素案の段階では「改善を行いながら取り組んでいくことが必要です」と主語が不明確になっておりましたが、これは区が施策として進める内容の説明になりますので、「改善に取り組みます」とはっきり示したものにしております。

パブリックコメントでいただいた意見等々で修正した箇所は以上になります。

最後に資料3-4にお戻りいただきまして、その他、別紙でつけてございますパブリックコメントのご意見、施策の提案等々いただいております。

資料3-4の項目4でございます。こちらの計画の公表でございます。今回のパブリックコメントの結果および新たな計画につきましては、5月1日にホームページ等へ記載する等で公表の予定でございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

この健康プランのパブリックコメントで13人の方からご意見をいただいたというのは、区としてはどのように評価されているのか、1点伺いたいと思います。

それから、この意見の中に。結構喫煙されている方から喫煙が違法ではないとか、あとは区の税収としてもたばこ税というのが貴重な財源だとかいうことで、喫煙されている方が4件ぐらいあったのです

けれども、そういう喫煙の問題だったりとか、それからご意見のところの最後の「その他ご意見」というところでは、区のほうの回答が、いろいろこの計画に対して評価もされて、これをどう活用していけばいいのかということで、町会・自治会に配付していただいて地域の方に案内できる体制が作れるとよいというご意見に対して、区としても「本プランの推進には、より多くの方にその内容を知り、理解を深めていただくことが必要です」ということで書かれているのですけれども、そういうことからすると、せっかくこういう、私はいい計画ができたなと思っているのですけれども、その計画が区民の方にどう活用されるかという、そして区民の健康にどう役立っていくかということにつなげていくのがすごく必要なのではないかと思いますのですけれども、そういうところの一つとして、今回、私はパブリックコメントが13人というのは、区がどう評価しているかというのはまたお聞きしたいところですが、もっと健康に対しては多くの人に関心を持っているし、これに対してご意見があってもいいのではないかと思いますのです。

そういうことからすると、せっかくつくったこの計画を、説明会を開いてパブリックコメントをもっと増やしていくというようなところにつなげていただきたいなと、そしてまた説明会を行うことが意識の啓発にもなるし、またこれを生かすということにもつながっていくのではないかと思いますのですけれども、その点についても伺えたらと思います。

○勝亦健康課長

まず、パブリックコメント13人の評価ということでございます。1か月間という期間の中で13人の方に21件からのご意見をいただきました。多ければ多いに越したことはないというところはあるかと思いますが、様々多様なご意見、また今、委員からもいただきましたけれども、この計画の部分について一定程度ご評価いただいたご意見等いただきまして、一定程度区民の方にお知らせした上で様々ご意見をいただけたのかなと捉えてございます。

喫煙の問題でございますけれども、やはり貴重な税収という部分では確かにございますけれども、まずこちらについては全ての区民の方に向けた健康に向けてのプランでございまして、そういった喫煙の方の問題という部分については、喫煙の部分については減らしていくというのが健康に向けての考え方かなと考えてございます。

また、パブリックコメントをやるにあたって計画の説明会を実施すべきではなかったかということで、パブリックコメントのほうは終了してしまいましたので、今後より多くの方にこの計画を知っていただきご理解いただき、周知啓発していくために、様々な機会を捉えて、概要版の配布ですとかご説明できる場面ではご説明するというような形を取っていきたいと考えております。

○鈴木委員

そうですね。ぜひパブリックコメントというのが私はすごく良い機会だと思うのですけれども、さらにそれを踏まえた形で、それでも結構ご意見がいただけてよかったとは思っているのですけれども、それを踏まえた形で、こういう形でさらに作られましたので、この作られたしながわ健康プラン21というところでは、区民に知らせていくという場面をぜひともつくっていただきたいということで、要望をしておきます。

○筒井委員

今回しながわ健康プラン21、改定をされようとしていますけれども、私が委員会とかで要望させていただいた飲酒の件とか、座りっ放しによる健康リスクということも記載されているのですけれども、改めてこの飲酒のリスクと座りっ放しの健康リスクを記載した理由はどうでしょうか。

○勝亦健康課長

飲酒のリスクですとか座りっ放しの部分のリスク、こういった部分については、飲酒につきましても近年、具体的に飲酒の上限量等が厚生労働省のほうからガイドラインというか一定程度基準が示されている部分、新しい動きがございます。そういった部分でも、また座りっ放しにつきましても、近年、座りっぱなしの健康への悪影響といったものが話題に出てございますので、そういったものはできるだけ新しいものを取り入れた形で、区民の方にも分かりやすく伝えられるようにということで取り上げさせていただきます。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 「品川区がん対策推進計画（第二次）」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定について

○松永委員長

次に、(5)「品川区がん対策推進計画（第二次）」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦健康課長

では、続きまして、報告事項(5)「品川区がん対策推進計画（第二次）」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定について、ご説明申し上げます。同様に3－5の資料をご覧ください。

しながわ健康プラン21の改定と同じく、本件につきましても昨年11月の厚生委員会におきまして、計画の素案のご説明とパブリックコメントの実施についてご報告をさせていただきました。同様に、パブリックコメントの結果と素案からの変更点を中心にご説明させていただきます。

こちらでも前回の説明と重複いたしますが、本計画につきましては、令和7年度から令和12年度までの6年間を期間とする計画でございます。第一次のがん対策推進計画が令和6年度で計画期間の最終年度を迎えましたので、計画の改定作業を行ってまいりました。

資料3－5の項目1をご覧ください。項目1がパブリックコメントの意見募集期間でございます。令和6年12月21日から令和7年1月21日まで、ご意見をいただきました。

ご意見をいただきました人数と意見数でございます。4人の方から4件のご意見をいただきました。全てのご意見はホームページからの受付という結果となっております。

その下、(3)項目ごとのご意見数については、それぞれの件数を示してございます。

寄せられたご意見の要約と区の考え方を別紙、次ページ以下に記載をしております。同様に、本委員会でのご意見ですとかパブリックコメントの意見を踏まえまして、2月27日に第3回の策定委員会で最終的な案を検討いたしまして、別添がん対策推進計画（第二次）の概要版と冊子にまとめてございます。こちらでも別のファイルという形でご提供させていただいております。

それでは、資料3－5－2、冊子のほうをご覧ください。パブリックコメントの結果を含めて、11月の素案にてご説明したものから、変更点を中心にご説明させていただきます。

まず、冊子の1ページ目の左、目次の次でございます。サイドブックスでは8ページになろうかと思
います。こちらには19のコラムを掲載してございます。こちらはコラムの目次になります。

続いて、冊子の19ページから21ページ、サイドブックスでは27ページから29ページをご覧ください。
がん検診の実施状況を記載してございますが、国の指針外の検査については今後見直しを行っ
てまいりますので、指針外の検査については検診名の横に「指針外」と明記するとともに、欄外に米印
で注意書きを加えてございます。

また、同じく冊子の21ページ、サイドブックスの29ページでございます。こちらはパブリックコ
メントでもご意見をいただきました胃がんのリスク検診について、表現が一生に一回なのか、5年に一
回なのか分かりにくいというご意見をいただきましたので、生涯に一回限りの検査でございますよとい
うことで明記してございます。

続いて、説明資料の3-5にお戻りいただきまして、項目の4でございます。計画の公表でございま
す。今回のパブリックコメントの結果および新たな計画については、先ほど同様、5月1日に公表予定
でございます。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

先ほどと同じなのですけれども、本当にこれだけせっかくつくられた計画が4件というのは、私はす
ごく少ないのではないかと思いますのですけれども、区としてこれはどう捉えられているのでしょうかとい
うことと、このがん対策推進計画というのは、今後どのように活用されていくのか、その点も伺いたいと
思います。

○勝亦健康課長

先ほどのしながわ健康プラン21が13人、21件ということから数えますと、大分少ないかなとい
うところはあるのですけれども、そういった意味で、やはり広く健康プラン21というところの部分か
ら、がんと少しテーマが絞られているので、区民のご関心のほうも少し低くなったのかなというところ
でございます。ただ、そういった中で貴重なご意見、かなり丁寧なご意見をいただいておりますので、
4件ではございますけれども、区民の方の貴重なご意見はいただけたのかなと考えてございます。

また、がん計画、こちらのほうにつきましても機会を捉えて区民の方に周知していくとともに、今後
のがん啓発、それから検診の推進等々、区民のがんの啓発等々に活用していきたいと思っております。

○鈴木委員

がんに対して関心が低いということは、私はないのではないかと思いますのです。もう本当にがんは周り
の人の多くががんになってつらい思いをしているというところを実感しない人はいないというぐらい、
がんがやはり2人に1人と言われるような状況なので、これはもっと本当に、せっかくこれだけの計画
をつくったので、それが生かされるような形で、これもぜひ計画のときには説明会をそういう形でも
やっていただきたいということは、改めてこれは要望させていただきたいと思います。

本当に検診の受診率を上げていくというのも、一番初めに書かれていますけれども、そういう啓発と
いう意味からもそれが大事ではないかと思っておりますので、毎回言っているところなのですけれども、計画
ができたときには、ぜひ区民への説明会というのをご検討いただきたいということで、要望です。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○休憩 午後 3 時 0 3 分

○再開 午後 3 時 1 5 分

○松永委員長

休憩前に引き続き、厚生委員会を再開いたします。

(6) 「品川区自殺対策計画中間改定」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定について

○松永委員長

次に、(6)「品川区自殺対策計画中間改定」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○五十嵐保健予防課長

それでは、私のほうから、「品川区自殺対策計画中間改定」素案に係るパブリックコメントの実施結果および同計画の策定について説明させていただきます。資料 3－6、サイドブックスのほうも資料 3－6 ですね。こちらのほうをご覧ください。

品川区自殺対策計画の中間改定を策定するにあたりまして素案を公表し、ご意見を募集させていただきました。その際に、以下のようなご意見をいただきました。ご意見とそれに対する区の考え方について報告させていただきます。

1、集計結果等(1)意見募集期間ですが、令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日。

提出方法別の提出人数および意見数ですが、区のホームページへのご意見受付フォームで、お 2 人の方から 2 件のご意見をいただいたところになります。

(3)項目ごとの意見数ですが、こちらにつきましては第 4 章の基本的な考え方と今後の自殺対策の取組に対しまして、2 件のご意見をいただいているところです。

2、寄せられたご意見と区の考え方。別紙 1 のほうをご覧ください。資料 3－6－1 品川区自殺対策計画中間改定素案に寄せられたご意見と区の考え方をご覧ください。

こちらですが、1 つ目のご意見が、「様々な年代や対象別の相談窓口認知度も参考にすると、取り組みがより評価され、よいかと思いました」というご意見を 1 件いただいております。

こちらにつきましては、本編のほうをご覧ください。本編は資料 3－6－4 になります。そちらの紙のほうでは 1 5 ページ、サイドブックスでは 2 0 ページの部分にありますが、そちらのほうでアンケートの結果を書かせていただいておりますが、アンケート結果は昨年のうちに終わらせていただいているところでして、これからアンケートを修正し直すことはできませんので、今回のご意見に関しましては参考とさせていただこうと思っております。今回の数値目標につきましては、国の自殺総合対策大綱、ならびに東京都の東京都自殺総合対策計画二次における目標値を参考にさせて頂いておりますと

ころですが、相談窓口の認知度に対する取組の評価につきましては今後の参考とさせていただきたいと考えております。

2つ目のご意見は、ヤングケアラーに対するご意見でして、「心の健康づくりや自殺リスク低減の取組みにおいては、教育、福祉、地域の各ネットワークづくりを含め、各関係機関の連携を強化・推進することを加えていただきたいと考えます。子ども、若者の自殺対策の更なる推進の中にヤングケアラー支援を加えていただきたいと思います」というご意見をいただいております。

それに対しまして区の考え方ですが、ヤングケアラー支援につきましては、自殺対策の観点からも重要であると認識をしているところです。ヤングケアラーの状態に早い段階で気づき支援することで、自傷行為や希死念慮のリスクを低減できるよう、今後も取組を進めてまいります。

また、ヤングケアラーについて広く周知することで、ヤングケアラーのさらなる理解や支援につながると考えまして、今回本計画の紙のほうは74ページ、サイドボックスでは80ページになりますが、ヤングケアラー支援事業についてのコラムを掲載させていただきました。また、ヤングケアラーの取組につきましても、紙のほうは51ページ、サイドボックスでは56ページと、紙のほうは72ページ、サイドボックスでは78ページのほうに、ヤングケアラー支援事業ということで掲載もさせていただいているところになっております。

修正した部分は、こちらのヤングケアラーの部分のコラムのほうを追加させていただきました。あとは、細かい文言の修正等を行っているところです。

3、計画書です。別紙2、別紙3のとおりですが、品川区自殺対策計画中間改定概要版と品川区自殺対策計画中間改定のとおりになっております。

4、公表です。計画およびパブリックコメントの実施結果を、令和7年5月1日に区ホームページおよび広報しながらで公表の予定となっております。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

先ほどとも同じなのですけれども、この2件というのはいかんせんちょっと少ないのではないかと思いますのですけれども、このパブリックコメントを受け付けるための区の取組というのは、どのようなことをされたのかを伺いたいのと、それからそれを踏まえた形で、きちんとしたこういう計画が策定されたわけですけれども、これをどのように今後活用していくのか、その点も伺いたいと思います。

○五十嵐保健予防課長

2件ということで、ほかの健康の計画などから比べればとても少ない数になっているのは分かっているところではございます。本編のほうにございますが、本編のページ数だと17ページになるところですが、こちらのほうに「自殺対策は自分自身に関わることだと思うか」というアンケート結果を載せていただいているところですが、こちらのほうだと、やはり「そう思う」とか「どちらかといえばそう思う」というような方たちが2つ合わせても26.5%ということで、やはりかなり自殺に対する意識というか、やはり自分事にはあまり思っていない方が多いというのも、なかなかやはりご意見をいただけなかったり、見ていただけなかったりしている原因の一つになっているかとは思ってございます。

ただ、やはりなかなかその辺が難しいところかなとは思っておりますが、様々な機会を通じてやはり普及啓発に努めていって、もう少しいろいろな意識を持っていただくことが大切かなと思っております。

ので、普及啓発に努めてまいりたいと思っているところです。

パブリックコメントのやり方につきましては、従来どおりホームページに上げさせていただいたりということでやらせていただいているので、なかなか見ていただく機会も少ない部分もあったかと思いますが、また募集の期間につきましても12月の1か月間ということでしたので、ちょっと忙しくてそれどころではないという方もいたのかなというのは言い訳になる部分もあるかと思いますが、そのようなことも少し影響はあるのかなと考えてございます。

○鈴木委員

本当にパブリックコメントの時期とか、いろいろとあったと思うのですが、2件というのは本当に少ない数だと思いますし、今、メンタルの原因で休職だったりとか、すごくそういうのというのは精神障害の手帳所持者とかもすごく増えているような状況がありますし、そういう点では自殺というのでも取組が本当に大事になってくると思うのです。

そういう点では、こういう取組を区としてもやっていきますよというところでの計画をぜひとも知らせていくような、そういう取組というのでも、私は説明会をまたこの点でも希望しておきますけれども、ぜひ活用して取組を進めていただきたいということで要望しておきます。

○筒井委員

パブリックコメントに関連してなのですが、品川区自殺対策計画以外でも、今日出たしながわ健康プラン21とか、品川区がん対策推進計画についてもありますけれども、パブリックコメントは原則30日以上だったと思いますけれども、今回自殺対策計画については、年末ということもあったと思うのですが、30日取っていないということと、もう少しあと1か月ぐらい延ばせばまた違った結果になるのかなと思うのですが、その辺りはもう少し丁寧な期間があってもいいのかなと考えたのですが、その辺りはいかがなものでか。

○五十嵐保健予防課長

申し訳ありません。私も品川区のやり方を完全に分かっているわけではないのですが、今回健康プラン等の計画のほうと大体同じ時期に重なりまして、うちの計画のほうもお正月を含んだ期間で、パブリックコメントは一緒なのかなと思っていましたら、いっぱいはやらないみたいで少し前倒しをされて、それはちょっと区のほうの指示だったものですから、ここの期間でということであちのパブリックコメントは充てられているという状況ですので、また所管課のほうとも期間とか時期とかは検討させていただきたいと思います。

○筒井委員

保健予防課だけの問題ではないと思うので、パブリックコメントの期間というのはもう少し丁寧に、区としても期間を延ばすなり丁寧に区民の声を拾っていただきたいという思いでありますので、ぜひよろしくお願いします。これは要望で終わります。

○石田（秀）副委員長

今の話なのですが、せっかく副区長もいらっしゃるので、戦略広報という名前もつけてやっていらっしゃるので、ちょっと横串を刺していただいて、2件、4件は少ないと思います。やはりそこはもう少しどのようにしたらいいのだということは、パブリックコメントは必ずこれからあるのしょうから、これはこれで終わりにして、ぜひそこら辺は検討していただければと思います。

○やなぎさわ委員

先ほど鈴木委員との質疑の中で、パブリックコメントが少なかったことに対して、自殺対策が自分に

関わることだという回答が25%で低かったというお話だったのですけれども、25%でも低いという実感で区としてはお考えなのでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

25%という数字だけ聞けば、それなりの数かなというところもあるのですけれども、やはりどこまで関心を持たれている方がいるのかなというところもありますし、やはりなかなか自殺という話は身近な方にもできなかったりとかいう部分もありますので、なかなかその中でどういう状態で答えていただいたかもちょっと分かっていないところもあるのですけれども、数字としてはすごく少ないという印象ではないのですけれども、私の普段仕事をさせていただいている感覚からするとやはりあまり、自殺に関心持っていただいている方というのは少ないような印象を持っていたので、すみません、少ないとお答えをさせていただいたところです。

○やなぎさわ委員

このアンケートの中で、実は「分からない」と無回答が合わせて大体20%ぐらいあるのですね。それを除いた中でパーセンテージを取ると、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」というのが32%ぐらいになるのです。だからつまり25%よりも、さらに実は7%ぐらい多分実態的には多いのだと思うし、この数字というのはやはり私は明らかに多いと思う。自殺対策、自殺というのはやはり死を考えるかというところに関連するところだと思うので、そう考えた場合、やはりもう少し意識を高めていただきたいと思うのです。これが少ないという回答が出てしまうのは非常に残念というか、何かそのように思うので、ぜひ区としてもこのような思いで取り組むと、もしかしたらそれこそもっと周知を積極的にして、パブリックコメントももっと上がることにつながるのではないかと思いますので、この数字が非常に高い数字なのだとということを、ぜひ区としても捉えていただきたいと思います。

何かあればお願いします。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(1) 品川区立八潮南特別養護老人ホーム等の増改築工事の進捗について

○松永委員長

次に、(1)品川区立八潮南特別養護老人ホーム等の増改築工事の進捗についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○東野福祉計画課長

それでは、報告事項(1)品川区立八潮南特別養護老人ホーム等の増改築工事の進捗につきまして、ご報告をいたします。福祉計画課および障害者施策推進課から提出された資料をご覧ください。

当工事の変更内容につきましては、本年3月26日の区議会第1回定例会で追加上程いたしました、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約の変更につきまして、同日の総務委員会で審議後、議決いただいております。当委員会におきましても関係しておりますので、改めてご報告をさせていただきます。

当工事につきましては、増築棟の施工範囲の全域から大量の地中障害物が出土したことに伴いまして、

増築棟に係る工期の遅れとともに、既存棟工事も含めた全体の工期が約4か月遅れる見込みとなっております。

1、工事対象施設、それから2の整備予定施設につきましては、記載のとおりでございます。

3、変更後の工程ですが、当初の予定では増築棟の工事が令和8年11月竣工で、既存棟の入居者が引越し後、部分開設し、その後既存棟の改修工事を行い、令和9年11月に既存棟部分も開設するという予定でした。これが4か月延伸することとなっております。

4の理由のところをご覧ください。詳細についてでございますが、令和7年1月に準備工事が終わり、引続き増築棟工事を進めていたところ、施工範囲の全域からコンクリートガラ等の地中障害物が出土したため、撤去が余儀なくされました。また、設計当初の調査では確認できなかった汚染土でございますが、こちらが追加調査範囲の全てで確認されたことから、掘削土を汚染土として処分しなければならないということもございます。結果、工期が4か月ほど延伸となっております。

○松永委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

当初の調査では確認できなかった汚染土と書いてあるのですけれども、この汚染土というのはどのような汚染なのか、それを伺いたいのと、それから、結局校庭のところから出てきたということですね。そうすると、以前、特別養護老人ホームを建てるときにはそういうのは全然問題にならなくて、特別養護老人ホームのところの地面は大丈夫だったけれども、校庭のところに汚染土が出てきたということなのではないかというところを伺いたいと思います。

○長尾施設整備課長

まず今回、工事範囲のところから汚染土が見つかったということです。設計段階でこういった汚染があるのかないのかというところの調査はしてはいたのですが、実際に工事を進めていく中で、調査をした以上のところで、実際事前の調査というのが地面から50cmぐらいの深さのところまでで調査をしておりまして、その中では一部の箇所でフッ素であることが見つかったのですが、今回その工事を進めていく中で、汚染が確認できなかった箇所ですけれども実際に土を外に搬出する段階で改めて調査をしたところ、汚染があると、フッ素だったので確認されましたので、改めてほかの事前調査では汚染がないとされていた箇所についても改めて抽出して調査をしたところ、全ての箇所ですけれどもフッ素が基準値を少し超えているということが確認されております。

また、汚染が確認されたその範囲というのは、委員がおっしゃるようなもともと校庭、グラウンドとして使っていた範囲が今回増築する部分になっておりますので、そちらのほうで検出されたというような状況です。また、既存の建物で、今特別養護老人ホーム等で使っているところにつきましては、もともと建物が建っていた校舎の用途を変更して使っておりますので、そのときは今回の増築工事のように土を掘ってというようなところは基本的には発生しておりません。

○鈴木委員

分かりました。

○石田（秀）副委員長

これはちょっと教えてほしいのだけれども、これは結構大変なことだと思っているのです。これは、例えば昭和50年代の埋立てというのはこのようなものだったのかというのが一つ。それは感覚でもいい

いです。しょうがないのでもう感覚で話してもらってもいいけれども、それで工事をやったわけですよね。あれだけ69棟近い建物を建てたわけですよね。そのときに、このように校庭全部から出てくるということがあったらほかのところも出てくるわけだから、69棟もしっかり建てられたのかと思うではないですか。だからそれが建ったわけですよね。それが建っているということでそれほどではないというのなら、もうあえて校庭と分かっているから、悪く言えばそこへガラを埋めてしまったという判断ですよね。それだとしたらまだいいわけです。

今度、あそこを全部一回計画をして、それで今、話し合いながら今後どのようにしていきましょうか、建替えも含めてやっていきましょうということを10年、20年後にやるとしたら、このようなものが全部から出てきたら大変なことです。そういうことだと思うのです。

普通ならこういうのは、ここだってよくご存じのようにあれだけ地中からいろいろなものを全部排除したのですよ。それはもう当たり前でしょう。やはりそれは建築要項がお詳しいわけだから、普通はやるでしょう。それが、あそこの校庭にそういうふうにそれだけのガラが埋まっていて校庭になっていて、ほかの69棟が大丈夫だったとしたら、意図的にやったとしか思えないですよ。そのように土もそうだとしたら。それがないのであれば、今度の全体計画に大きな支障が出ると思います。そのほうがよほど大変だと思います。それをどうお考えですかというのだけ聞きたいです。

○長尾施設整備課長

まず、今回敷地となっている八潮五丁目のところ、またその周辺の八潮エリアと呼ばれているところについては、ご存じのように埋立地になっております。こちらの経緯としましては、昭和31年に東京都のほうで定めた第三次の改訂港湾計画というものに基づいて、埋立て自体は実際には昭和40年頃に行われているようです。その後、その埋め立てた場所ですぐ工事が行われたわけではなくて、実際の建築は昭和56年頃から一連の建物が建てられて、町開き自体は昭和58年に行われているという状況になっております。

こちらの埋立てに使っているものというか素材自体としては、東京都のほうで出ている記録を見ますと、主に港湾浚渫土、もともと遠浅の海だった場所なのですが、東京湾自体を大きな船の出入りもできるようにとか、実際に埋め立てをするために海にある砂等を掘って航路を造って、そのときに出た砂とかを埋立てに使うというところが主な素材にはなっております。

ただ、一般的には海で掘った砂だけではなくて、そのほか山砂であるとか、あと建設残土、あと建設の廃棄物みたいなものも活用して埋立てというのが行われているのが当時は一般的だったようです。主に出てきているのがコンクリートガラ等の地中障害物ですので、なかなかそれが当時と今とで見ると少し違和感があるかもしれないのですが、当時としてはそのときの考え方とか計画にのっとってそういった素材を使って埋立てをしていると考えられます。

また、こちらの地面から10mほどの深さのところまでが主にそういったもので埋め立てられている場所になっておりまして、また建物を建てる上で、今回の計画でも杭を打って、その杭の上に建物をのせて支えるような計画にはなっておりますが、その杭を刺す地盤自体は地面から約40mの深さのところの固い地盤がありますので、そちらのほうに杭を刺す計画としております。

既存の建物についても、その10mぐらいの埋立てをしている地盤そのものに今建っている建物を載せているわけではなくて、恐らくそういった固い地盤まで杭等を刺して、それで支えているということですので、今回のような、ちょっと当時の記録というのは残っていないのでもう想像ではあるのですが、当時はそういった杭を刺して建てるというところの手続きはやって建てているはずですので、

特に今建っている建物に支障というのではないのかなとは感じております。

あとは、今回の件があった上で、今後どう建替え等をするときに捉えるかというところですが、今回の工事につきましても、事前の調査、地盤調査であったり土壤汚染の調査というところは、基準にのって一定しておりますが、今回のようなことが発生しておりますので、その基準で定めた調査よりも、今回の件を踏まえてもう少し事前の調査の精度を高めるであるとか、あと仮に精度を高めたとしても覚知できないような地中障害であるとか土壤汚染というのは可能性としてはありますので、そういったときにできるだけ速やかに契約変更等をして、工事はできるだけ円滑に進められるようにというところの想定をしておくというところが必要なのかなと感じております。

○石田（秀）副委員長

ガラというよりも、土壤汚染のほうが大変だと思うのです。これは全部土を入れ替えなくては行けないから、これは土壤汚染対策をやるとなると、これはほかでも出てきたら、建替えのときに大変になると思うのです。杭は深くまで行っているから、ではそれをうまく生かそうとか、いろいろな考え方ができるではないですか。全部抜かなくてもいいのだし、そういうのはいろいろこれからの計画の中でそういうことはできるけれども、土壤汚染だけはどうしたってこれは今これだけ厳しくなっていると、多分全部土を入れ替えろと、建築課長をやられていたから、多分一番詳しくよく分かっていらっしゃるでしょうけれども、これは大変ですよ。全部そのようなものが出てきたら大変なことだと思うのですけれども、それはどうお考えですか。軽く簡単に調査しますと言いましたけれども。

○長尾施設整備課長

今回汚染が見つかった土についても、その敷地の範囲の一定の深さまでの土を全て入れ替えるというわけではなくて、今回で言いますと建物の基礎が深さ二、三mぐらいまで入りますので、そこまでの土と、あとはその杭を刺しますので、その杭を刺す際に出てくる土についての処分というところで見込んでおります。ですので、その施工方法によるとは思いますが、出てくる土をできるだけ最小限度にするというところは各工事で求められることかなとは思っています。

○石田（秀）副委員長

そうですね。建設委員会ではないから、やめておきます。ごめんなさい。ずれていました。

○やなぎさわ委員

汚染土がフッ素ということなのですが、教えていただきたいのですが、フッ素が地中に埋まっていたりとか、こういったことで健康に与える影響というのはどういったことが考えられるのですか。

○長尾施設整備課長

まず、今回見つかっているフッ素につきましては、基準値を少し上回る程度というところではあります。こちらの人体への影響という意味で言いますと、相当大量のフッ素を摂取した場合ですと、下痢であるとか嘔吐・吐き気などの中毒症状を起こす可能性があるというところと言われております。また、フッ素の発がん性というところは特には評価されていないというところではあります。

また、この基準値というのも相当厳しい基準値が出ていまして、人が一生涯、70年と設定されているようなのですけれども、一生涯に摂取し続けるようなところで、その人体への悪影響があるというところで基準が設定されておりますので、短期間のうちに多少接触したからといって、直ちに人体への影響というところが出てくるようなレベルのものではありません。

○鈴木委員

全てのこの工事が4か月遅れるというところで、ここの中の1階にピッコロが入って、現在の定数の

6名から20名に増えるということで、すごく期待されているところだと思うのですが、結局出来上がるまでに2年半かかるわけですね。そうすると、現在も希望の日数が通えないという状況があると思うのですが、医療的ケアの方がもっと受け入れられるような、心身障害者福祉会館ですとかぐるっぽとかで受け入れられるような、そういう状況も検討が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

おっしゃるとおり、現在別の場所にございますピッコロのほうが定員拡張ということで、20名ということで予定していたものが、ということでございます。

直ちに他施設のほうでの対応というのはなかなか難しい状況ではございますが、現在の利用者であるとか、またはその利用を希望されている方等につきましては、現状のニーズを確認等させていただいて、必要な対応というのは他施設で取れるものは当然検討していく必要はあるとは認識しておりますが、まずはこちらの対応のほうを速やかに可能な限りで行えるような形で対応は進めていくとともに、障害者支援課とも連携しまして、それまでの期間の対応につきましては、支援が滞らないような形で対応を検討してまいります。

○鈴木委員

もう本当に高校を卒業した方がどこに通えるかということで、本当に区内に通うところがないために、目黒区だったりとか大田区だったりとか、近隣区まで通わざるを得ないという状況になっているということです。そこは送迎がなかったりするところもあって、家族が送迎をしなければならない、またそこは経済的にも負担がかかるという状況もありますので、今年はもう高校を卒業した方がそういう形で他区のほうに行っているという状況はあると思うのですが、来年も再来年もそういう卒業してくる方がどれぐらいいらして、その方々が通える受皿というところは、2年半後だったらできますよというよりも待てないという状況があると思うので、その間もぜひ区内の施設の中で拡大だったりとか、体制を整えられないかというところでご検討をしていただきたいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

委員のおっしゃられる卒業の方の受け皿でございます。4月から、もう来年度卒業される方の情報を特別支援学校の進路担当の先生方と情報共有を今図っておりまして、実際に個別対応になりますので、その方々がどの施設をご希望されているのか、これまで実習されたところもございますので、実習先、あるいは今年度また実習もございますので、そういったような調整は障害者支援課のほうで行っております。その方それぞれの個別の事情に合わせて、またご希望等もお伺いし、受け皿となるような、その方々がご家族も含めて困らないような形で体制を整えてまいります。

○鈴木委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。区内に通える場所がないために、近隣区に通わざるを得ないという状況が実際に起こっているということです。区内での受け皿というところでの拡充を求めているとおきたいと思います。

○松永委員長

ほかにご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○松永委員長

次に、予定表4のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時51分閉会